

令和4年度決算の概要

尼崎市

令和5年8月

目次

▶ 令和4年度決算のポイント	3
▶ 令和4年度決算(実質収支等)	4
▶ 一般会計決算収支の概況	5
▶ 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策	6
▶ 一般会計歳入	7~8
▶ 一般会計歳出	9~11
▶ 将来負担の状況	12
▶ 基金の状況	13
▶ 債権管理の推進	14
▶ 健全化判断比率	15
▶ (参考)用語解説	16~17

▶ 2 ※本資料の数値は全て表示単位未満を四捨五入で記載しているため、文中の数値や表内・グラフ内において合計が一致しない場合がある。

令和4年度決算のポイント

- ▶ 一般会計決算の実質収支は23億円の黒字。
- ▶ 令和4年度決算におけるポイントは以下のとおり。

- ▶ **ポイント① 23億円の实質収支を確保**【詳細P.5】

臨時財政対策債及び借換債の発行抑制を実施した上で、実質収支は昨年度と同水準

- ▶ **ポイント② 主要一般財源は前年度から減**【詳細P.8】

市税は増となった一方で、実質的な地方交付税は減

- ▶ **ポイント③ 義務的経費は依然として高い水準**【詳細P.11】

公債費や扶助費は増、人件費はほぼ横ばい

- ▶ **ポイント④ 将来負担は着実に減少、プロジェクトに掲げる財政目標は達成**【詳細P.12】

目標管理対象将来負担残高は1,074億円で、プロジェクトの財政目標(1,100億円以下)を達成

- ▶ **ポイント⑤ 主要3基金残高は増、今後は財政運営方針に掲げるルールに基づき積立・活用**【詳細P.13】

主要3基金残高は369億円で、対前年度65億円の増

- ▶ **ポイント⑥ 実質公債費比率・将来負担比率ともに着実に改善**【詳細P.15】

実質公債費比率は8.5%で、対前年度1.2ポイント減、将来負担比率は19.5%で、対前年度16.8ポイント減

令和4年度決算（実質収支等）

（単位：億円）

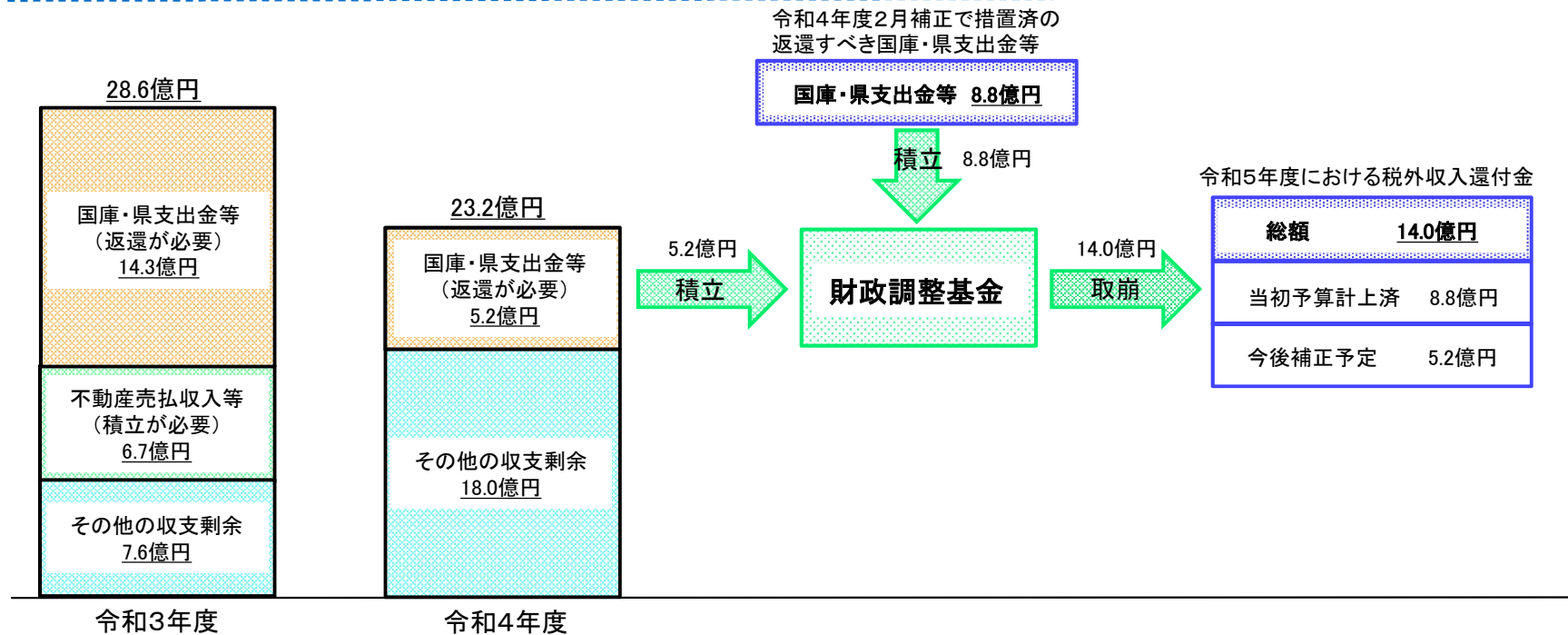
会計別	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支
一般会計	2,272	2,242	30	7	23
特別会計	1,031	1,018	13	-	13
国民健康保険事業費	476	472	4	-	4
地方卸売市場事業費	4	3	1	-	1
公共用地先行取得事業費	9	9	-	-	-
介護保険事業費	472	467	5	-	5
後期高齢者医療事業費	68	66	2	-	2
その他の特別会計	1	1	0	-	0

会計別	総収益	総費用	純利益	当年度未処分利益剰余金
企業会計	935	850	86	156
水道事業	89	80	9	12
工業用水道事業	18	14	4	6
下水道事業	142	115	28	38
モーターボート競走事業	687	642	45	100

一般会計決算収支の概況

ポイント① 23億円の実質収支を確保

- ▶ 令和4年度の一般会計の決算額は、形式収支が30億円、令和5年度へ繰り越すべき財源7億円を差し引いた実質収支は23億円。前年度の実質収支は29億円で、5億円の減。
- ▶ 実質収支(23億円)のうち、過大交付され返還が必要となる国庫・県支出金等が5億円。
- ▶ 臨時財政対策債20億円及び借換債10億円を発行抑制。



・発行抑制に伴う将来の公債費の低減額は、今後の主要事業等の財源に活用する。

新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金35億円(通常分18億円、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分9億円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分8億円)等を活用した新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策に係る事業費は155億円。
- ▶ 事業実施に係る財源のうち、国庫・県支出金は144億円(前年度から繰越した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億円を含めると146億円)で、主なものは電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付関係事業費で37億円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で22億円。

1 医療提供体制・感染拡大防止対策の充実

51億円

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業
- ・PCR検査等の医療機関への行政検査委託
- ・入院医療費の公費負担

3 地域経済の活性化・地域の元気づくり

7億円

- ・SDGs「あま咲きコイン」推進事業
- ・コロナ対策信用保証料補助金関係事業
- ・製造業生産性向上支援事業

2 市民生活への支援の強化

93億円

- ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付関係事業
- ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業
- ・子育て世帯生活支援特別給付事業
- ・子育て世帯あま咲きコイン給付関係事業
- ・上下水道の基本料金・基本使用料の減免

4 子どもたちの居場所・学習機会の確保と心のケア

1億円

- ・スクール・サポート・スタッフの追加配置
- ・学級閉鎖等に係る学校給食費還付等事業

5 「新しい生活様式」に沿った行政サービスの推進

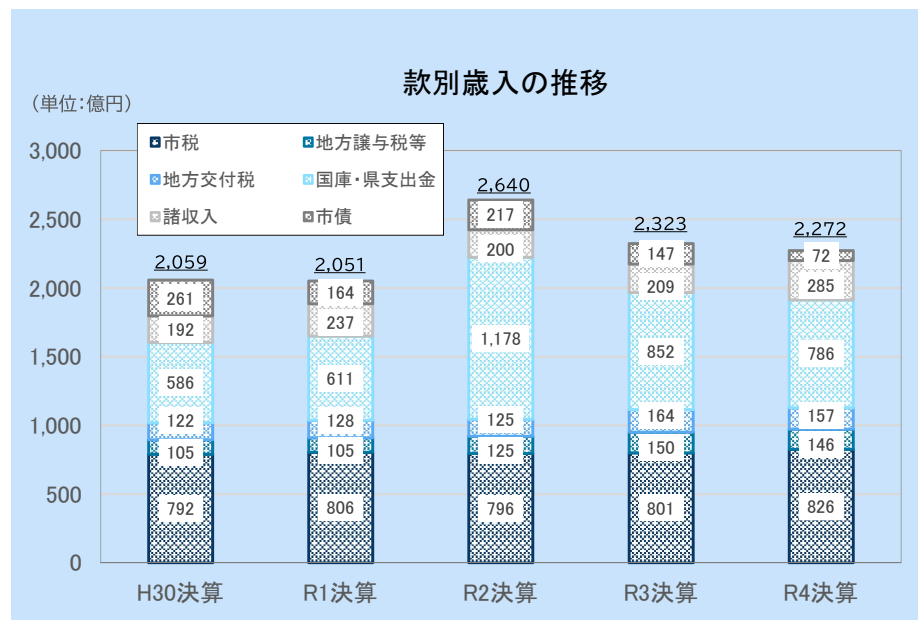
2億円

- ・MLA連携推進事業
- ・各種行政手続のオンライン化

- ▶ 6 ※ 補正予算などで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を財源として予算措置をした事業を抜粋。
- ※ 新型コロナウイルス感染症等の影響額の算出が困難な事業については算入していない。

一般会計 歳入（款別）

- ▶ 歳入は2,272億円で対前年度51億円の減。
- ▶ 市税は826億円(固定資産税で353億円、個人市民税で261億円)、国庫・県支出金は786億円(生活保護費等負担金で234億円、障害者(児)自立支援事業費負担金で72億円)。
- ▶ 主な増減理由は、国庫・県支出金で66億円の減(子育て世帯臨時特別支援事業費補助金で62億円の減)。



(単位:億円)

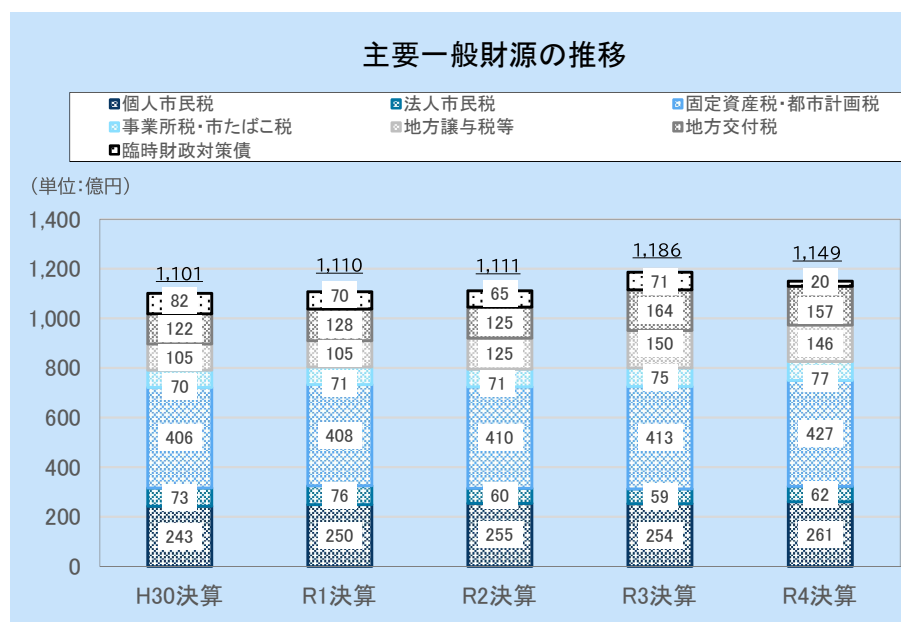
	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	対前 年度
市 税	792	806	796	801	826	25
地方譲与税等	105	105	125	150	146	△4
地方交付税	122	128	125	164	157	△7
国庫・県支出金	586	611	1,178	852	786	△66
諸収入等	192	237	200	209	285	76
市 債	261	164	217	147	72	△75
うち借換分	80	28	44	19	0	△19
うち臨財分	82	70	65	71	20	△51
合 計	2,059	2,051	2,640	2,323	2,272	△51

一般会計 歳入（主要一般財源）

ポイント② 主要一般財源は前年度から減

- ▶ 主要一般財源（市税、地方譲与税等、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税）は1,149億円で、対前年度37億円の減。
- ▶ 市税は826億円で、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置が終了したことや家屋の新增築に伴う固定資産税及び都市計画税の増などにより、対前年度25億円の増。
- ▶ 地方譲与税等は146億円で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で8億円の減となったことなどから、対前年度4億円の減。
- ▶ 実質的な地方交付税は177億円で、市税の増のほか、令和3年度は地方交付税算定上において、新型コロナウイルス感染症の影響により基準財政収入額が低く見積もられ、地方交付税が手厚く交付されたことから、対前年度58億円の減。

（単位：億円）

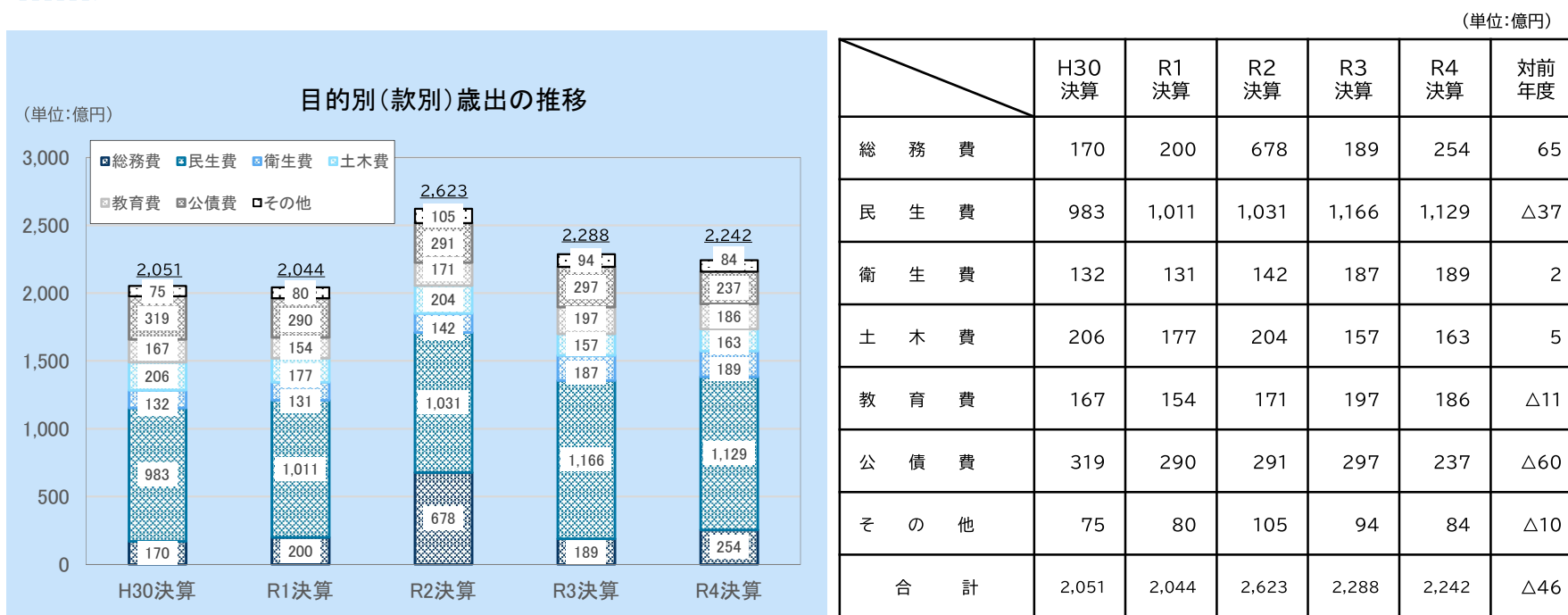


	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	対前 年度
市 税	792	806	796	801	826	25
うち個人市民税	243	250	255	254	261	7
うち法人市民税	73	76	60	59	62	3
うち固定資産税 都市計画税	406	408	410	413	427	13
地方譲与税等	105	105	125	150	146	△4
うち地方消費税交付金	81	78	94	103	109	6
実質的な地方交付税	204	199	190	235	177	△58
地方交付税	122	128	125	164	157	△7
臨時財政対策債	82	70	65	71	20	△51
合 計	1,101	1,110	1,111	1,186	1,149	△37

8 ※ 主要一般財源…市税に地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税等を加えたもの
 ※ 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金…新型コロナウイルスにかかる緊急経済対策に伴う特例軽減措置により減収となった固定資産税・都市計画税の国費補填

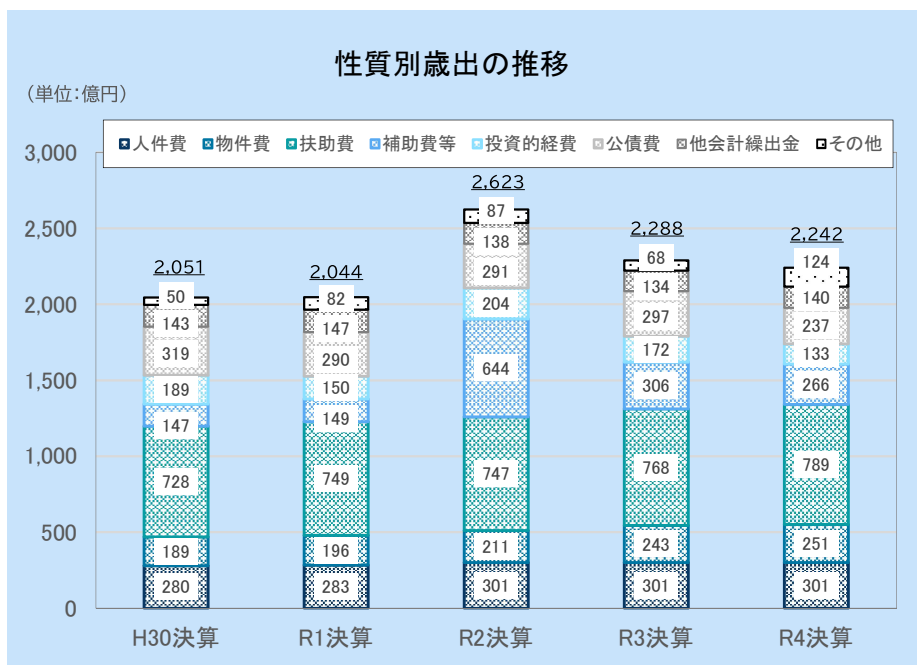
一般会計 歳出（目的別）

- ▶ 歳出は2,242億円で対前年度46億円の減。
- ▶ 民生費は1,129億円(生活保護費で311億円)、総務費は254億円(公共施設整備保全基金積立金で50億円)、公債費は237億円。
- ▶ 主な増減理由は、公債費で60億円の減(学校施設等耐震化事業で14億円の減、退職手当債で13億円の減)、民生費で37億円の減(子育て世帯臨時特別給付金給付関係事業費で61億円の減)。



一般会計 歳出（性質別）

- ▶ 補助費等は266億円(下水道事業会計補助金で47億円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付関係事業費で34億円)で対前年度40億円の減。
- ▶ 主な増減理由は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付関係事業費で34億円の皆増となった一方で、子育て世帯臨時特別給付金給付関係事業費で61億円の減、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付関係事業費で41億円の減。
- ▶ 投資的経費は133億円(市営住宅建替等事業費で12億円、次期焼却施設等整備事業費で7億円)で対前年度39億円の減。
- ▶ 主な増減理由は、学校給食センター整備運営事業費で35億円の減、生涯学習プラザ等整備事業費で7億円の減。



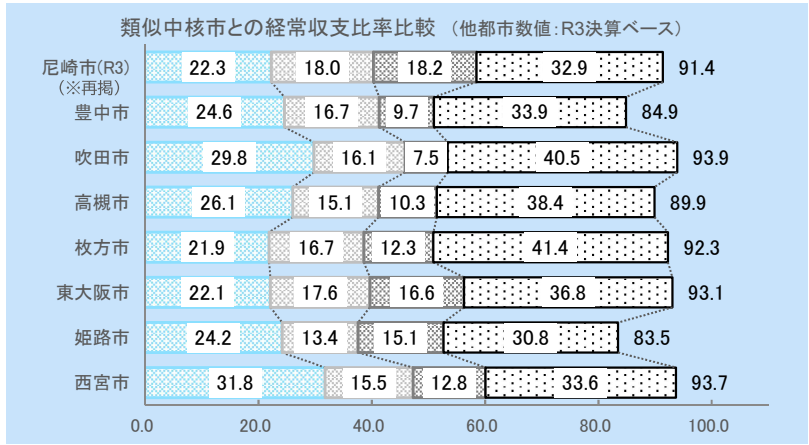
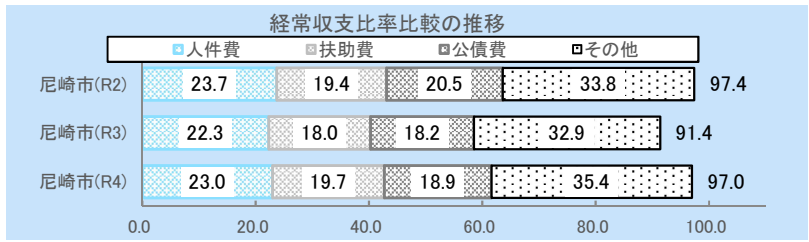
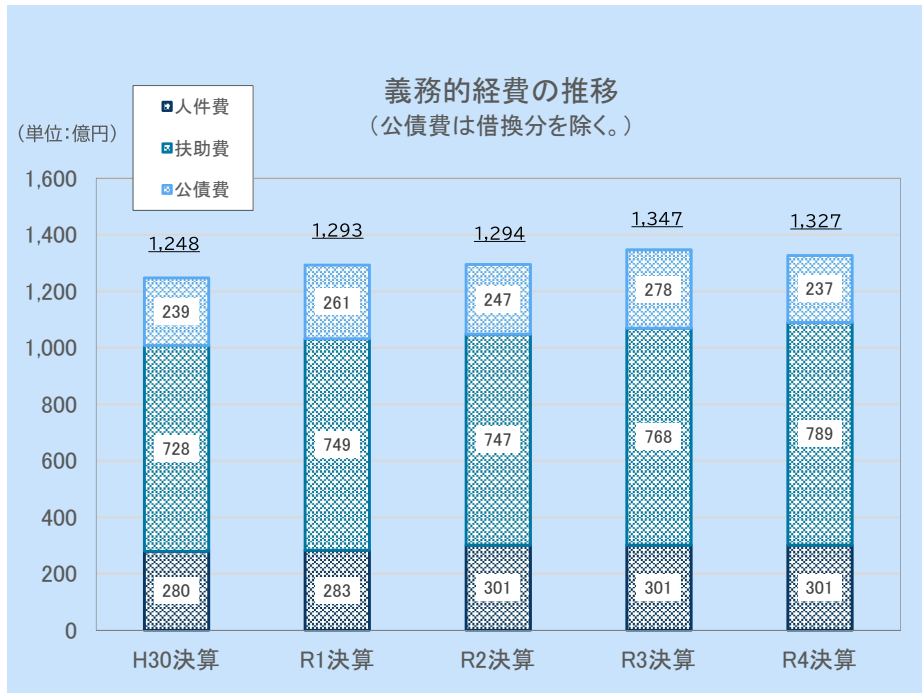
(単位:億円)

	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	対前 年度
消費的経費	1,359	1,389	1,916	1,632	1,622	△10
人件費	280	283	301	301	301	0
物件費	189	196	211	243	251	9
扶助費	728	749	747	768	789	21
補助費等	147	149	644	306	266	△40
維持補修費	14	13	14	15	14	0
投資的経費	189	150	204	172	133	△39
貸付金等	42	69	73	53	110	57
うち積立金	34	62	65	45	110	64
公債費	319	290	291	297	237	△60
うち借換分	80	28	44	19	0	△19
他会計繰出金	143	147	138	134	140	7
合計	2,051	2,044	2,623	2,288	2,242	△46

一般会計 歳出（義務的経費）

ポイント③ 義務的経費は依然として高い水準

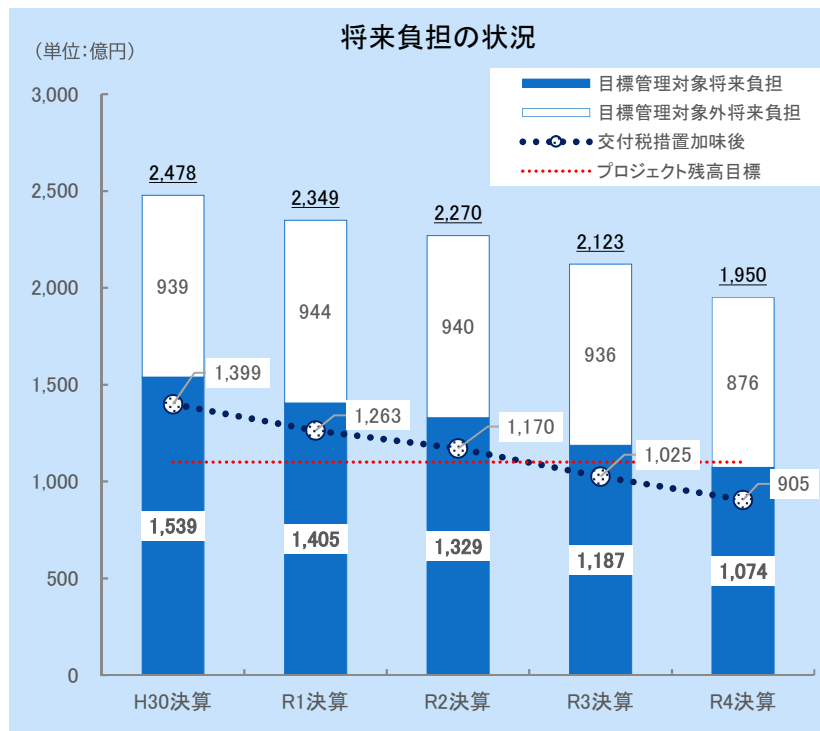
- ▶ 義務的経費は1,327億円で、対前年度20億円の減。
- ▶ 借換分を除く公債費は237億円で対前年度41億円の減。主な増減理由は、学校施設等耐震化事業で13億円の減、退職手当債で13億円の減。
- ▶ 扶助費は789億円（生活保護費で310億円、障害者（児）自立支援事業費で110億円）で対前年度21億円の増。主な増減理由は、障害児通所支援等給付費で6億円の増、施設型給付費で5億円の増。
- ▶ 令和4年度の経常収支比率は、令和3年度は一時的な要因もあり特に減少していたことから、対前年度では増となっており、義務的経費に係る経常収支比率を類似中核市と比較すると、扶助費及び公債費の率は依然として高い水準。



将来負担の状況

ポイント④ 将来負担は着実に減少、プロジェクトに掲げる財政目標は達成

- ▶ 将来負担は1,950億円で、対前年度173億円の減。
- ▶ 市債の計画的な発行及び収支状況を踏まえた市債の早期償還を進めたことで、着実に減少。
- ▶ プロジェクト策定当初の財政目標である「目標管理対象将来負担1,100億円以下」についても、令和4年度末時点で1,074億円となり達成。



(単位:億円)

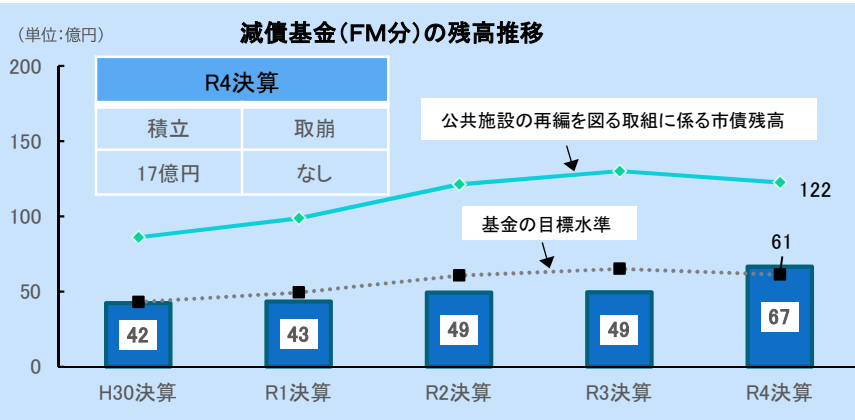
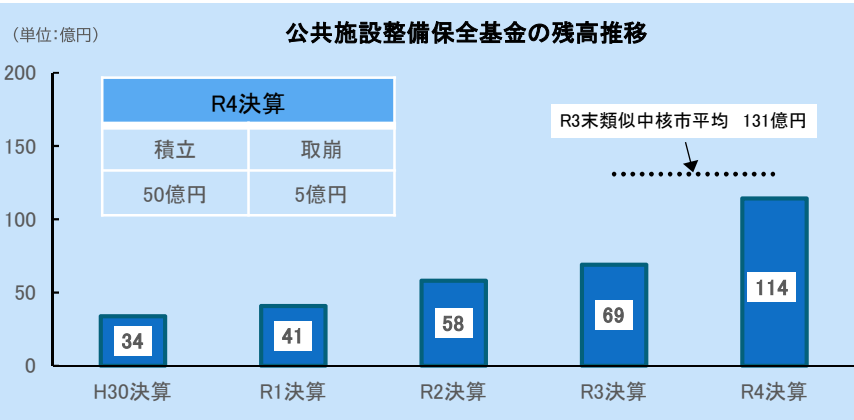
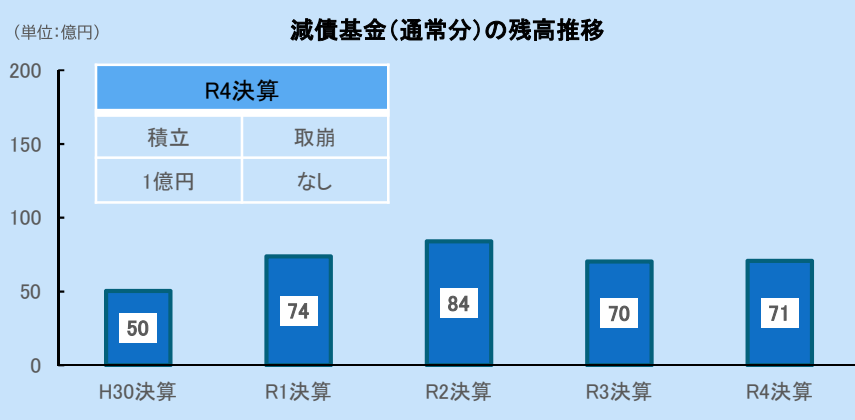
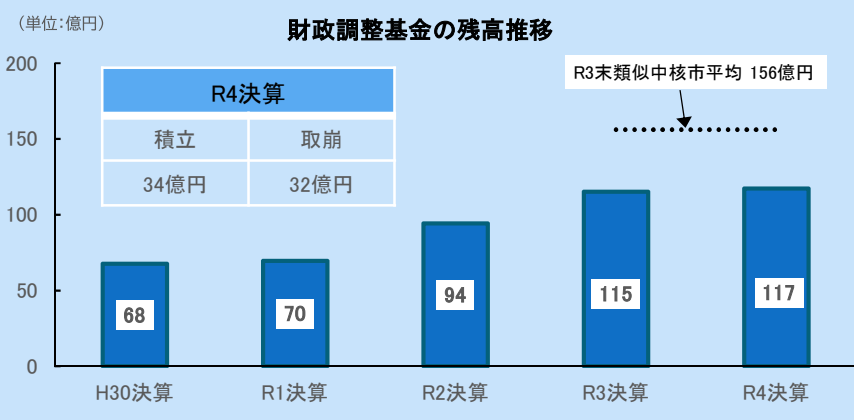
区分	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算	対前年度
一般会計(市債残高)	2,417	2,306	2,244	2,103	1,935	△ 168
目標管理対象分	1,479	1,363	1,304	1,167	1,059	△ 108
目標管理対象外分	939	944	940	936	876	△ 60
一般会計(債務負担行為等)	23	25	21	17	14	△ 3
特別会計	38	18	5	3	1	△ 2
将来負担 合計	2,478	2,349	2,270	2,123	1,950	△ 173
目標管理対象分	1,539	1,405	1,329	1,187	1,074	△ 113
交付税措置加味後	1,399	1,263	1,170	1,025	905	△ 121
目標管理対象外分	939	944	940	936	876	△ 60

※ 目標管理対象将来負担…将来負担から、臨時財政対策債や災害復旧債などの基本的に発行することが前提となる市債残高を除いたもの
 ※ 一般会計(債務負担行為等)…債務負担行為(JR尼崎駅北地区駐車場整備事業、特別養護老人ホーム等整備事業(～R2)、あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業、学校給食センター整備事業(R1～))、外郭団体等損失補償(尼崎市土地開発公社(～R1)、阪神福祉事業団)、丹波少年自然の家(～R3)、阪神水道企業団

基金の状況

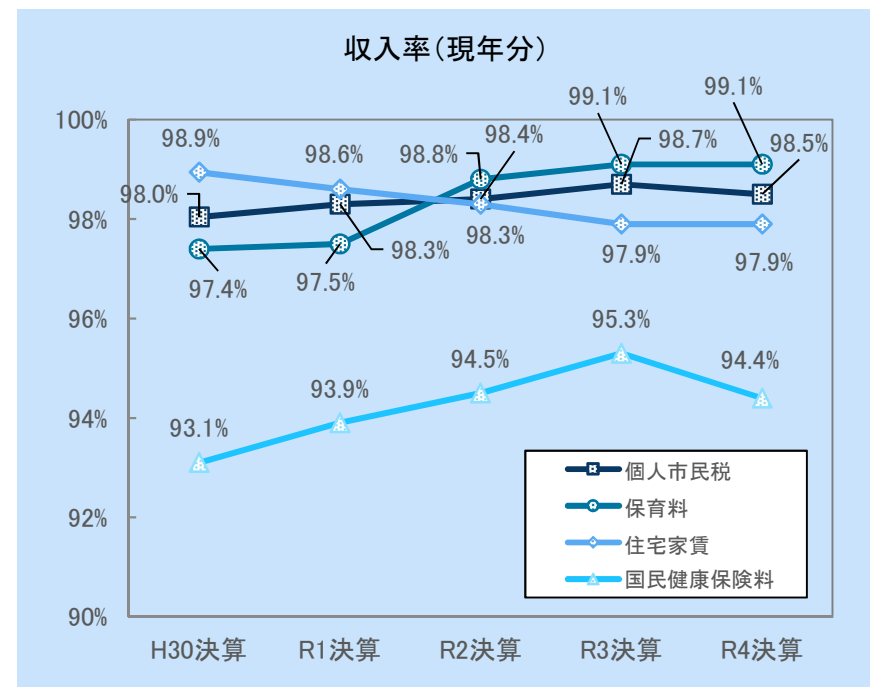
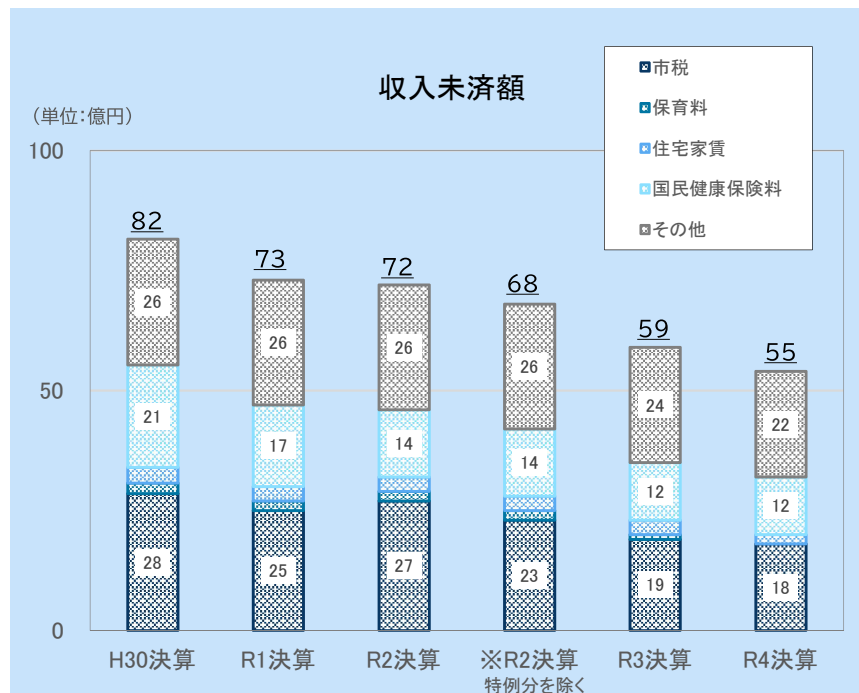
ポイント⑤ 主要3基金残高は増、今後は財政運営方針に掲げるルールに基づき積立・活用

- ▶ 主要3基金(財政調整基金・減債基金・公共施設整備保全基金)残高は369億円で、対前年度65億円の増。
- ▶ 令和4年度決算において、次のとおり基金の積立及び取崩を行っており、今後は財政運営方針に掲げるルールに基づいた積立・活用を実施。



債権管理の推進

- ▶ 収入未済額は55億円(繰越事業費に係る未収入特定財源20億円を除く。)で、市税(主に固定資産税)で2億円の減など、対前年度4億円の減。
- ▶ 収入率は、保育料(児童福祉費負担金と保育所使用料)、住宅家賃は前年度から横ばいで、個人市民税、国民健康保険料では低下しており、令和5年2月に策定した「第2次尼崎市債権管理推進計画」に基づき、より適正な債権管理の推進が必要。

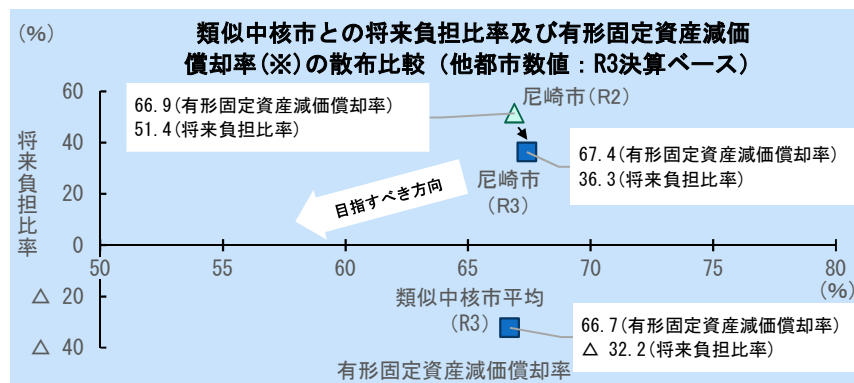
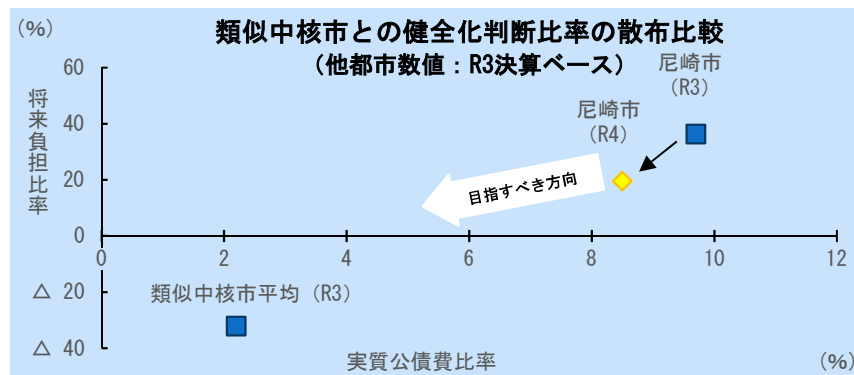
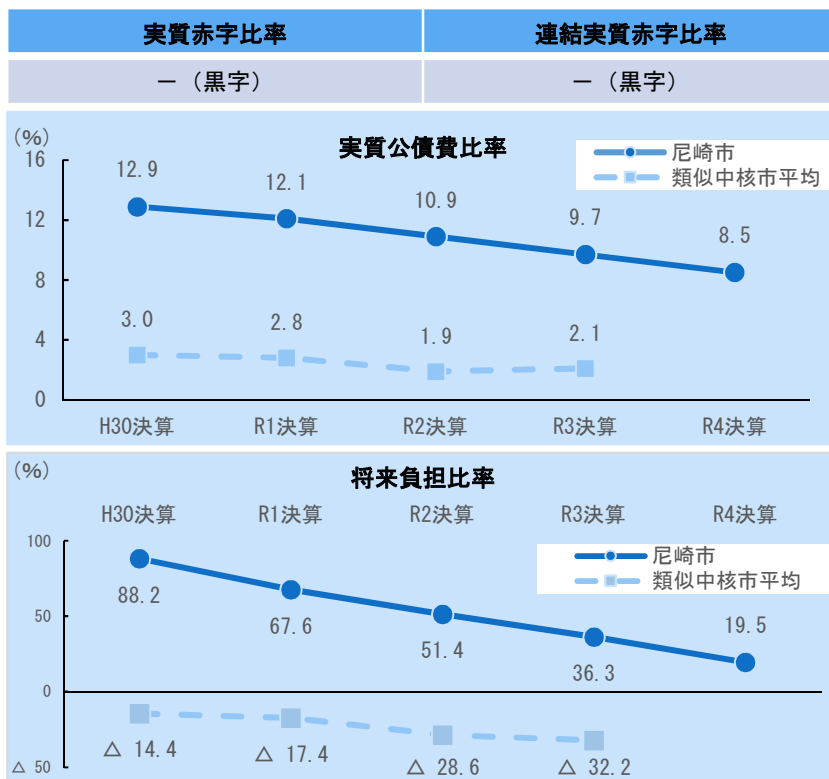


14 ※ 収入未済額の「※R2」は、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予特例の影響分を除いた額。

健全化判断比率

ポイント⑥ 実質公債費比率・将来負担比率ともに着実に改善

- ▶ 実質公債費比率は8.5%、将来負担比率は19.5%で、市債の計画的な発行に伴う将来負担の減により、市債の残高及び元利償還金が減少したことから、それぞれ改善。
- ▶ 今後は、公共施設の老朽化や次期焼却施設の整備などに係る将来負担の増加が見込まれるが、これを含めた上で将来負担の縮減と必要な投資的事業の実施のバランスが重要。



(参考)用語解説

力行	
借換債	過去に借り入れた地方債を、特定の年度(概ね借り入れから10年目)に、元金の残額をいったん全額返済し、再度同額を新たな金利で借り直すこと。いったん返済した額と同額を借り入れるため地方債現在高には影響しない。
基準財政収入額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる地方税収入のうち一定割合(概ね75%)により算出された収入額である。
基準財政需要額	各自治体の普通交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」であり、各自治体が実際に支出した額あるいは支出しようとする額ではなく、各団体の人口等を基礎として、行政費目ごとに一定の方法で算出された需要額である。
義務的経費	性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費を指す。人件費は経常的に支出を予定せざるを得ないものであり、扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が義務づけられている。また、公債費は負債の償還に要する経費となっている。
形式収支	歳入決算額－歳出決算額
経常収支比率	この比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出に対して地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。
サ行	
実質赤字比率	一般会計のほか、公営事業会計を除く特別会計で、公害病認定患者救済事業費会計など5特別会計(以下「一般会計等」という)を対象とした会計の実質赤字額で、資金ショートの大きさを示すものである。
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。
実質収支	形式収支－翌年度に繰り越すべき財源
消費的経費	人件費、扶助費、物件費、維持補修費、負担金補助金及び交付金等で、その経費の支出効果がその年度限り又は極めて短期間に終わるものをいい、後年度に形を残さない性質の経費。
将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

(参考)用語解説

夕行	
退職手当債	地方公共団体の退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるために起こす地方債であり、特例債のひとつである。
単年度収支	実質収支－前年度実質収支
地方交付税	地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての自治体が一定の行政水準を維持できるよう財源を保障するため、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合と地方法人税の全額を国から地方に交付するもので、国庫補助金などと異なり、その用途は特定されない。
地方債現在高	地方公共団体が資金調達するための市債の借入金残高。
八行	
扶助費	社会保障制度の一環として、各種の法令(生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など)などに基づいて、障害者、高齢者、児童などへの福祉サービスの提供に必要な経費。主なものとして、生活保護費、児童手当などが該当する。
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。
補助費等	市から他の地方公共団体(県、市町村、一部事務組合など)や民間に対して、行政上の目的により交付される経費。主なものとして、報償費(講師謝金など)、役務費(保険料)、負担金補助金及び交付金(一般的な補助金)などが該当する。
ヤ行	
有形固定資産減価償却率	保有する有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができる指標。
ラ行	
臨時財政対策債	地方財源の不足に対応するため、各自治体において発行が認められる地方債で、通常の地方債と異なり、一般財源として取り扱うこととなっている。この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度、基準財政需要額に算入されることとなっている。



尼崎市 資産統括局 財務部 財政課

TEL : 06-6489-6157

E-mail : ama-zaiseika@city.amagasaki.hyogo.jp